

## 受験票への試験情報の書き込みに対する処分について

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

2019年春期二次試験において、受験票への試験情報の書き込みが行われる不正行為がありました。試験情報を書き込んだ受験票の持ち帰りは、これから試験を受験する者への試験情報流出となり、試験・認証制度の公平性を損なう悪質な行為となります。

試験時の不正行為は、JIS Z 2305 : 2013「非破壊試験技術者の資格及び認証」\*では、1年以上の全ての資格試験からの除外と規定されています。

本件については、明らかとなった事実に基づき2019年9月10日の認証運営委員会でこの不正行為を行った者に対する審決が確定しました。

2019年9月10日付の審決通知書(本文)を次に示します。

### 1. 審決主文

- (1) 2019年春期二次試験は無効とする。
- (2) 処分開始日から1年間 全ての資格試験から除外する。
- (3) 再度の違反があれば、当協会が認証した非破壊試験技術者としての全ての資格を取消す。
- (4) 当協会が実施する資格試験及び認証に関する各種証明書の証明者としての資格を処分開始日から1年間停止する。
- (5) 違反事実及び内容を匿名にて公表する。

### 2. 審決理由

受験票に試験情報を書き込んで持ち帰ろうとした行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。

### \*JIS Z 2305 : 2013

8.4.3 項 試験中に試験の規則を遵守しないか若しくは不正行為を犯し、又はこれを助けた申請者は、その後少なくとも1年間は全ての資格試験から除外される。

以上